

第3章 災害応急対策計画

この計画は、「水防法」（昭和24年法律第193号）に基づき市の水防体制、情報収集、予警報の伝達等の水防活動の円滑な実施について必要な事項を規定するほか、風水害に対する市の対応を定め、もって管轄下各河川、湖沼の洪水による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減することを目的とする。

本市の「水防組織」、「避難」、「通信連絡」、「水防に関する予警報」、「水防活動」及び「協力・応援」等については「御殿場市水防計画」に定め、これに基づき対応するものとする。

なお、ここに定めのない事項については、「共通対策編 第3章 災害応急対策計画」による。

